

第2編

弁理士の活動状況

第1章

出願手続等の代理

〔特許出願〕

我が国における特許出願件数は、毎年40万件を超える高い水準で推移してきたが、平成18(2006)年から漸減し、平成21(2009)年に348,596件へと大きく減少した。その後も特許出願はほぼ漸減傾向にあり、平成25(2013)年は328,436件であった。弁理士が代理人となっている特許出願件数は、平成16(2004)年、平成17(2005)年とも37万件台であったが、平成18(2006)年から漸減傾向になり平成21(2009)年に313,453件へと落ち込んだ。その後は31万件台で推移していたが、平成25(2013)年は300,314件であった。特許出願件数における弁理士が代理人となっている特許出願件数の割合は、平成16(2004)年の87.8%から平成20(2008)年の90.6%まで漸増傾向であったが、平成23(2011)年以降は91%台で推移している。平成25(2013)年は91.4%であった。

〔実用新案登録出願〕

我が国における実用新案登録出願件数は、平成16(2004)年の7,989件から翌平成17(2005)年の11,368件へと大幅に増加したが、これは平成17(2005)年に施行された改正実用新案制度の影響を受けたためと予想される。その後の実用新案登録出願は漸減が続き、平成25(2013)年は7,622件であった。弁理士が代理人となっている実用新案登録出願件数は、平成17(2005)年の実用新案登録出願件数の増加に伴い平成16(2004)年の5,283件から7,389件へと増加したが、その後は漸減が続き平成25(2013)年は5,627件であった。実用新案登録出願件数における弁理士が代理人となっている実用新案登録出願件数の割合は、平成16(2004)年から平成21(2009)年はほぼ65%前後で横ばいであったが、平成22(2010)年から増加に転じ平成25(2013)年は73.8%であった。

〔意匠登録出願〕

我が国における意匠登録出願件数は、平成16(2004)年に40,756件であったが、それ以降は減少しており、平成21(2009)年の30,875件からほぼ横ばいで推移している。平成25(2013)年は31,125件であった。弁理士が代理人となっている意匠登録出願件数は、平成16(2004)年に27,597件であったが平成21(2009)年まで減少傾向が続き、平成22(2010)年以降は横ばいで推移し、平成25(2013)年は22,206件であった。意匠登録出願件数における弁理士が代理人となっている意匠登録出願件数の割合は、平成16(2004)年から平成18(2006)年は67%台であったが、平成19(2007)年に69%台へと微増し、平成21(2009)年に再び67%台へと微減したものの、平成23(2011)年以降は71%台で推移している。平成25(2013)年は71.3%であった。

〔商標登録出願〕

我が国における商標登録出願件数は、平成16(2004)年の121,683件から平成19(2007)年の130,926件まで漸増していたが、平成20(2008)年に106,599件に落ち込み、その後は横ばいで推移している。平成25(2013)年は103,978件であった。弁理士が代理人となっている商標登録出願件数は平成16(2004)年の80,063件から平成19(2007)年の88,571件へと漸増していたが、平成20(2008)年に69,641件に落ち込み、その後は商標登録出願件数に比例して漸減漸増し、平成25(2013)年は103,978件であった。商標登録出願件数における弁理士が代理人となっている商標登録出願件数の割合は、平成16(2004)年の65.8%から平成19(2007)年の67.6%まで漸増傾向にあつ

たが、平成20(2008)年に減少に転じ平成21(2009)年には62.4%まで減少した。平成22(2010)年以降は再び漸増傾向にあり、平成25(2013)年は65.7%であった。

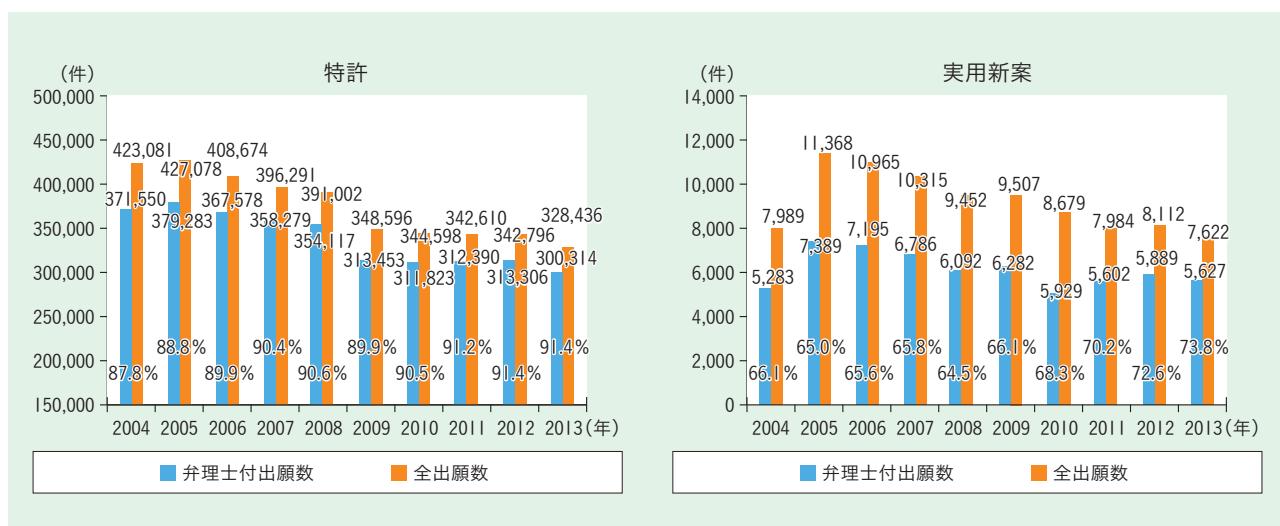
(国際特許出願(PCT))

一方、我が国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願(PCT国際出願)件数は、平成16(2004)年の19,850件から増加の一途を辿り平成25(2013)年の43,075件へと2倍以上に増加している。この増加に伴って、弁理士が代理人となっている国際特許出願件数も平成16(2004)年は18,733件であったものが、平成25(2013)年は41,501件となっている。国際特許出願件数における弁理士が代理人となっている国際特許出願件数の割合は、平成16(2004)年から平成22(2010)年までは94%台であったが、平成23(2011)年に微増し、平成25(2013)年は96.3%であった。

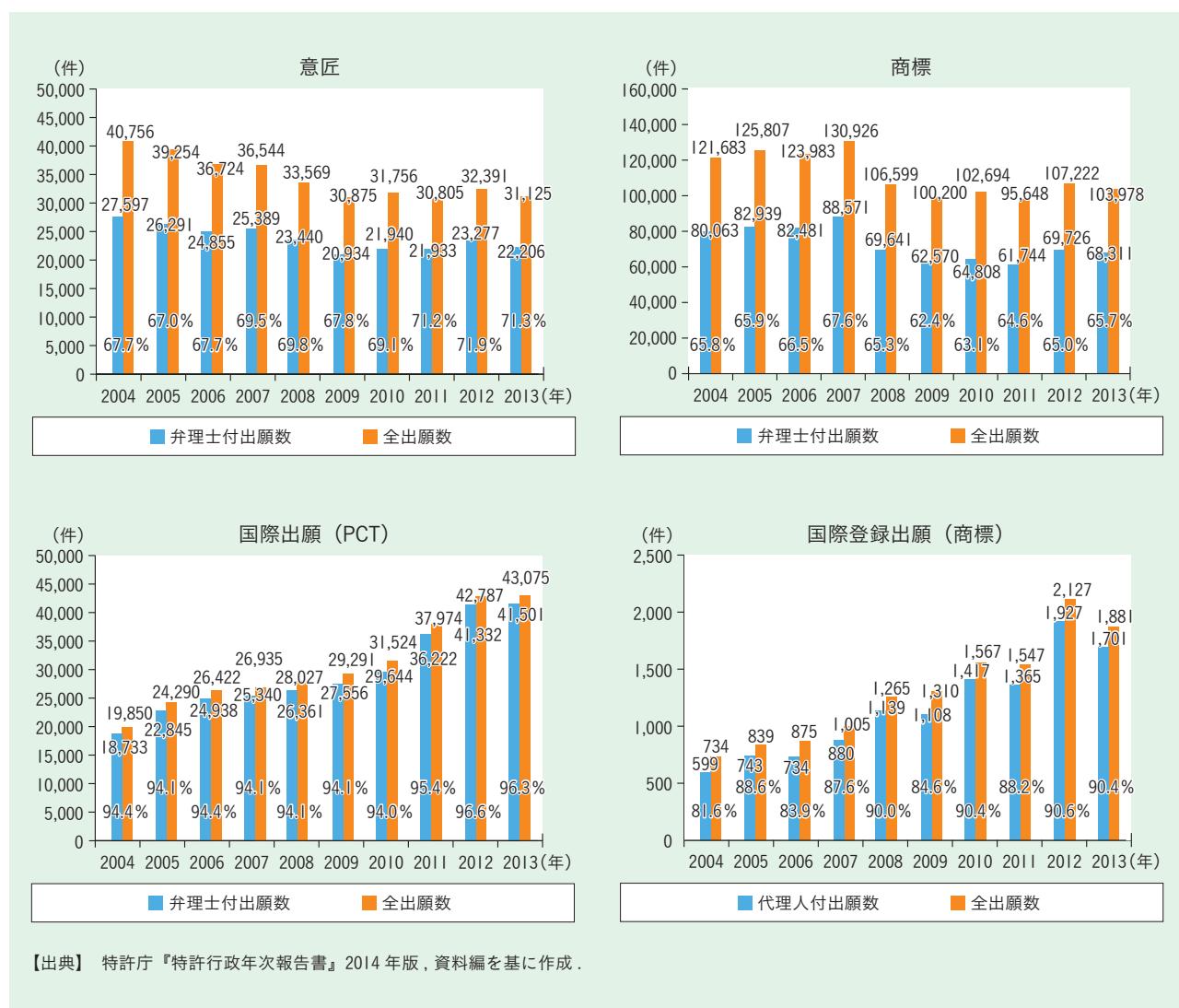
(国際商標登録出願)

マドリッド協定議定書に基づく外国から日本への国際商標登録出願件数も国際特許出願(PCT国際出願)件数同様に大幅に増加しており、平成16(2004)年の734件から平成24(2012)年の2,127件へと伸びている。なお、平成25(2013)年は1,881件へと減少に転じた。弁理士が代理人となっている国際商標登録出願件数は、平成16(2004)年は599件であったが、平成25(2013)年は1,701件と大幅に伸びている。国際商標登録出願件数における弁理士が代理人となっている国際商標登録出願件数の割合は、平成16(2004)年の81.6%から増加傾向にあり、平成25(2013)年は90.4%であった。

弁理士付出願数の推移



第2編 弁理士の活動状況



第2章

税関における差止手続の代理

税関における差止手続は税関長が自ら行う手続である。その輸入差止申立て手続における権利者あるいは輸入者の代理人として弁理士が選任されているケースは次のグラフのとおりである。

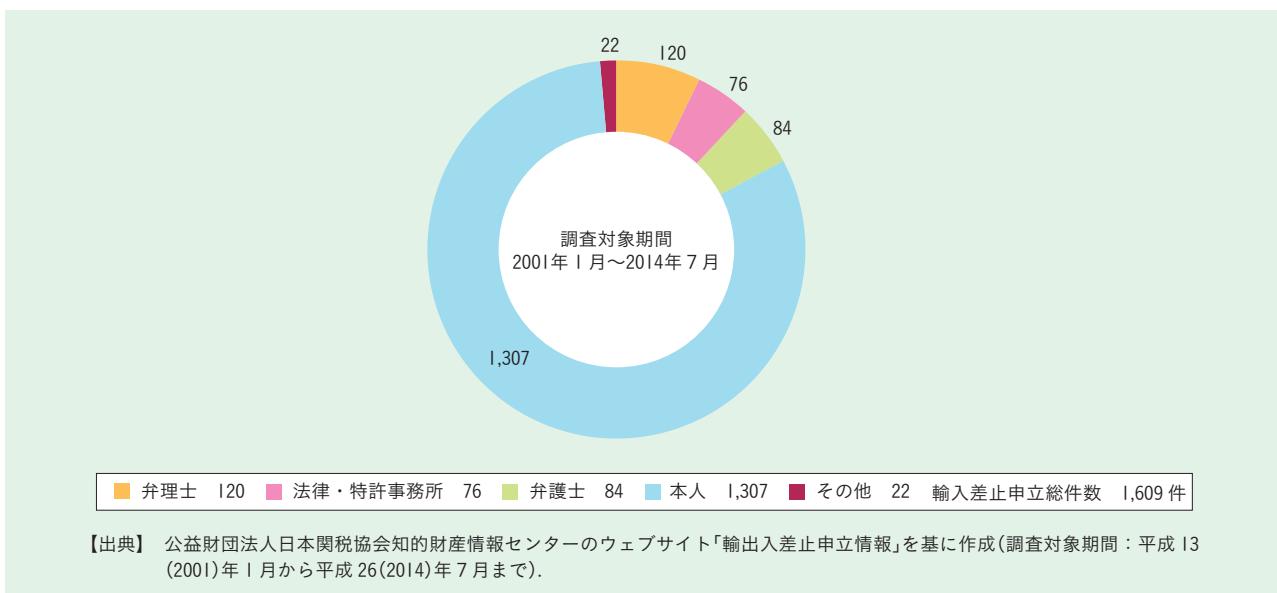
グラフ中の税関に対して連絡先として届け出られている事務所などには、法律・特許事務所があり、はたして事務所内で弁理士が代理しているのか、弁護士が代理しているのか、あるいは両者が共同で代理しているのかは不明である。いずれにしても、輸入差止申立て手続においては本人が手続しているケースが全体の約81%であり、最も多い。

輸出差止申立て手続に関しては、平成20(2008)年4月から平成26(2014)年6月現在までの「輸出差止申立て」件数が4件と少ない。この内、弁理士が代理したのは1件である。なお、他の3件については、輸出者本人が手続をしたものが2件、弁護士が代理したもののが1件である。

平成12(2000)年の弁理士法改正において、関税定率法で定める輸入禁制品のうち知的財産権侵害疑義物品などについて税関長が行う認定手続などにおける代理権が、弁理士に付与された。このときの代理権は、権利者側に限られていた。(その後、平成18(2006)年の改正によって、税関長が行う認定手続等の業務は、関税定率法から関税法に条文が移行した。また、同じく18年の関税法改正では、知的財産侵害物品を「輸出してはならない貨物」として規定するための改正が行われた。)

平成19(2007)年の弁理士法一部改正では、弁理士は権利者側の代理という制約から離れて、輸入者及び輸出者側の代理が業務に追加された。

申立総受理件数に対する弁理士関与の割合



第3章

裁判所における補佐人・共同訴訟代理人業務

次のグラフは、最高裁判所ウェブサイトの裁判例情報から、知的財産裁判例集のうち、民事訴訟（行政訴訟、民事仮処分以外）の訴訟類型を検索した結果に基づき作成した。弁理士が共同訴訟代理人、補佐人となっている件数は、同検索結果から、全文検索のキーワードにそれぞれ”訴訟代理人弁理士”、“補佐人弁理士”を指定して、絞込検索を行った結果による。

〔特許・実用新案・意匠〕

特許、実用新案、意匠に関する侵害事件は、平成16(2004)年の137件から平成25(2013)年の102件へと減少している。特許、実用新案、意匠事件に関して弁理士が補佐人となった事件は、平成16(2004)年の101件(74%)から平成25(2013)年の24件(24%)へと大幅に減少している。弁理士が共同訴訟代理人となった事件は、平成16(2004)年の16件(12%)から増減を繰り返しながら平成21(2009)年には50件(53%)に伸びたが、その後減少して平成25(2013)年は37件(36%)であった。

〔商標〕

商標に関する侵害事件は、平成16(2004)年の26件から平成22(2010)年の19件までほぼ横ばいであったが、平成23(2011)年は7件に落ち込んでいる。その後はほぼ従来のペースであり、平成25(2013)年は23件であった。商標事件に関して弁理士が補佐人となった事件は、平成16(2004)年の9件(35%)から平成25(2013)年の3件(13%)へと減少傾向にある。弁理士が共同訴訟代理人となった事件は、平成16(2004)年の1件(4%)から翌平成17(2005)年の5件(22%)に増加したが、その後は漸減漸増を繰り返して平成25(2013)年は4件(17%)であった。

〔不正競争〕

不正競争事件は、平成16(2004)年の67件から平成23(2011)年の19件まで減少傾向にあったが、平成24(2012)年は37件へと増加し平成25(2013)年は38件であった。不正競争事件に関して弁理士が補佐人となった事件は、平成16(2004)年の16件(24%)から減少傾向にあり、平成25(2013)年は2件(5%)であった。弁理士が共同訴訟代理人となった事件は、平成16(2004)年の1件(1%)から平成18(2006)年には9件(21%)に増加したが、その後は減少したまま推移しており平成25(2013)年は3件(8%)であった。

〔著作権〕

著作権に関する侵害事件は、平成16(2004)年の45件から平成25(2013)年の48件までほぼ横ばいで推移している。著作権事件については、弁理士法上に補佐人に関する規定がないため、民事訴訟法第60条に基づき裁判所の許可申請が必要となる。そのため、弁理士の関与は微々たるものに留まっていると予想される。

弁理士が補佐人・共同訴訟代理人となつた裁判例の件数と割合



第4章

特定侵害訴訟^{*1}の代理

当会の付記弁理士を対象にした調査結果によると、特許権等の侵害事件に弁理士が共同訴訟代理人として関与した実績は次の表のとおりである。付記弁理士の回答者のうち、実際に共同訴訟代理人となった弁理士の割合は13%前後で推移している。

特定侵害訴訟代理人として訴訟代理を行った弁理士（日本弁理士会調査）

	2010年	2011年	2012年	2013年
付記弁理士数(1)	2,453人	2,584人	2,752人	2,872人
回答数(2)	623人	737人	668人	694人
訴訟代理人として関与した人数(3)	70人	95人	96人	92人
訴訟代理人として関与した割合(3)/(2)	11.4%	12.9%	13.8%	13.3%
補佐人として関与した人数(4)	14人	23人	14人	11人
補佐人として関与した割合(4)/(2)	2.2%	3.1%	2.2%	1.6%

【出典】 日本弁理士会が毎年実施している、付記弁理士を対象としたアンケートから集計。

*1 特定侵害訴訟とは、弁理士法第2条第5項において、「この法律で「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴訟をいう。」と定義されている。同法第6条の2第1項において、「弁理士は、第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第27条の3第1項の規定によりその旨の付記を受けたときには、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。」と規定している。